

## 第2章

# 計画策定の背景

# 1. 国際社会、国、大阪府の動向

## (1) 国際社会の動向

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和50(1975)年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、世界行動計画が採択されました。昭和54(1979)年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行など個人の意識改革も求められています。

平成7(1995)年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。平成12(2000)年には、ニューヨークにおいて女性2000年会議(国連特別総会)が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。平成17(2005)年には、第4回世界女性会議から10周年を記念する会議として第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)が開催され、北京宣言及び行動綱領、女性2000年会議成果文書が確認され、完全実施に向けた一層の取り組みが国際社会に求められました。

平成21(2009)年に、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、日本での取り組みの遅れについては、固定的な性別役割分担意識が深く根付き残っていること、政治的、公的活動への女性の参画が低調であること、性別に基づく賃金格差が非常に大きいこと、妊娠や出産を理由に女性が違法に解雇されていること、男性の育児休業取得率が著しく低いことなどが指摘されています。

平成23(2011)年には、ジェンダー<sup>\*2</sup>平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)が発足しました。平成24(2012)年には、ラオス人民民主共和国において、第1回女性に関するASEAN閣僚級会合が開催されました。また、国連婦人の地位委員会では、平成24(2012)年の第56回及び平成26(2014)年の第58回において、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案が採択されました。

これらの世界的な動きの中で、日本の現状を見ると、世界経済フォーラムが各国内の男女間

<sup>\*2</sup> 社会的、文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー(gender)という。ジェンダーは、それ自体により、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

<sup>\*3</sup> The Global Gender Gap Report 2015(WORLD ECONOMIC FORUM):具体的には次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

の格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数<sup>\*3</sup>において、平成27(2015)年には、日本は世界145か国中101位となっています。経済分野、教育分野、政治分野、保健分野における男女格差を測定し、その合計で順位が決まるもので、格差が少ないほど順位は上位となります。日本は経済分野(106位)と政治分野(104位)の順位が低く、総合順位を下げる原因となっています。

### ■ジェンダー・ギャップ指数(The Global Gender Gap Index)2015

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与
1	アイスランド	0.881	0.836	1.000	0.970	0.719
2	ノルウェー	0.850	0.868	1.000	0.974	0.559
3	フィンランド	0.850	0.815	1.000	0.980	0.607
4	スウェーデン	0.823	0.836	0.996	0.974	0.486
5	アイルランド	0.807	0.777	0.998	0.979	0.474
6	ルワンダ	0.794	0.808	0.944	0.972	0.452
7	フィリピン	0.790	0.799	1.000	0.980	0.382
8	スイス	0.785	0.798	0.993	0.974	0.376
9	スロベニア	0.784	0.778	1.000	0.973	0.385
10	ニュージーランド	0.782	0.768	1.000	0.970	0.390
11	ドイツ	0.779	0.737	0.987	0.979	0.413
15	フランス	0.761	0.699	1.000	0.980	0.365
18	イギリス	0.758	0.724	1.000	0.974	0.335
28	アメリカ	0.740	0.826	0.999	0.975	0.162
30	カナダ	0.740	0.773	1.000	0.969	0.218
41	イタリア	0.726	0.603	0.995	0.974	0.331
75	ロシア	0.694	0.731	1.000	0.979	0.066
91	中国	0.682	0.657	0.988	0.919	0.162
98	ガンビア	0.674	0.697	0.926	0.973	0.098
99	ハンガリー	0.672	0.685	0.991	0.979	0.035
100	キプロス	0.671	0.643	0.998	0.974	0.069
<b>101</b>	<b>日本</b>	<b>0.670</b>	<b>0.611</b>	<b>0.988</b>	<b>0.979</b>	<b>0.103</b>
102	スワジランド	0.670	0.608	1.000	0.961	0.109
103	ベリーズ	0.668	0.651	0.994	0.980	0.048
104	マルタ	0.668	0.573	1.000	0.970	0.128
108	インド	0.664	0.383	0.896	0.942	0.433
115	韓国	0.651	0.557	0.965	0.973	0.107
145	イエメン	0.484	0.225	0.720	0.967	0.026

※スコアについては1が完全平等、0が完全不平等を意味する。

## (2) 国の動向

昭和50(1975)年に、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52(1977)年に、女性行政関連施策の10年間の方向性を明らかにした、国内行動計画が策定されました。

昭和59(1984)年には、国籍法及び戸籍法が改正され、昭和60(1985)年に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定など、国内法の整備を進め、昭和60(1985)年に、女子差別撤廃条約を批准しました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けた、男女共同参画社会基本法が制定されました。平成12(2000)年には、この法律に基づき、10年間の長期的な方向性を示した男女共同参画基本計画が策定され、平成17(2005)年には、男女共同参画基本計画(第2次)、平成22(2010)年には、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解において指摘された課題を受け、実効性のある行動計画として、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

平成12(2000)年には、ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)が制定され、ストーカー行為に対する処罰や規制、被害者に対する援助等が定められました。平成25(2013)年には、法律が一部改正され、加害者に対する警察の警告権限が強化されました。

平成13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)\*<sup>4</sup>が制定され、平成16(2004)年、平成19(2007)年、平成25(2013)年の改正を経て、保護命令の拡充や適用対象の拡大などの法整備が進められています。DV防止法は、被害者を女性に限定していませんが、前文に「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」と明記されています。

平成18(2006)年には、男女雇用機会均等法が改正され、間接差別の禁止や、妊娠や出産を理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定などが盛り込まれました。

平成19(2007)年には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定されました。

平成24(2012)年には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定され、平成26(2014)年には、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。平成27(2015)年には、豊かで活力ある社会の実現を目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)が制定されました。また、第4次男女共同参画基本計画が策定され、計画全体にわたる横断的視点として、男性中心型労働慣行\*\*<sup>5</sup>等の変革と女性の活躍が、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として、位置付けられました。

\*<sup>4</sup> 平成25(2013)年の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても、法の適用対象となり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

\*\*<sup>5</sup> 大量生産を可能にする工業化に対応しやすいものとして、年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家事補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

### (3) 大阪府の動向

昭和56（1981）年に、女性の自立と参加を進める大阪府行動計画が策定されました。それ以降、昭和61（1986）年に、21世紀をめざす大阪府女性プラン女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画、平成3（1991）年に、男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画女と男のジャンプ・プランが策定されています。

平成17（2005）年には、大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画が策定され、平成21（2009）年には、大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）、平成24（2012）年には、大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）<sup>\*6</sup>が策定されました。その中で、関係行政機関や民間団体と連携を図るとともに、府内市町村における相談機能の充実及び相談担当者の資質の向上など、支援体制の強化に取り組むこととしています。

平成9（1997）年に、男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改定）新 女と男のジャンプ・プラン、平成13（2001）年に、平成22（2010）年までを計画期間とする、おおさか男女共同参画プランが策定されるとともに、平成14（2002）年には、男女共同参画社会の実現を目指す指針として、大阪府男女共同参画推進条例が制定されました。

平成23（2011）年には、おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）が策定され、「大都市圏である大阪が有する文化、産業、ネットワーク等の財産」や「大阪のそれぞれの地域が有する力」を再確認し、活かして、「女性、男性、子ども、困難な課題を有する人々など、それぞれの人にかかわるものとして」、国際社会から評価される、大阪らしい男女共同参画社会の形成を目指し、「市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する」こととしています。

平成28（2016）年には、女性活躍推進法などによる女性の活躍推進を進める国の政策動向や、今日的な課題を踏まえ、おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）が策定されました。あらゆる分野における女性の活躍、健やかに安心して暮らせる社会づくり、全ての世代における男女共同参画意識の醸成が、計画の基本方針となっています。

<sup>\*6</sup> 平成25（2013）年のDV防止法改正に伴い、計画名が「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」に改められ、適用対象範囲の追加と法律名に係る文言が修正された。

## 2. 第2次枚方市男女共同参画計画における取り組みの成果と課題

本市では、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までを計画期間とした、第2次枚方市男女共同参画計画において、枚方市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、5つの基本目標と20の基本方向を設定し、取り組みを進めてきました。本計画を策定するにあたり、基本目標ごとに、取り組みの成果をまとめるとともに、推進状況を把握するための指標の推移をもとにして、今後の課題を整理しました。

枚方市男女共同参画推進条例の基本理念

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと
- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること

### 基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

#### 【取り組みの成果】

主な取り組みとして、男女共同参画推進の拠点施設である男女共生フロア・ウィルにおいて、市民を対象とする啓発講座、講演会、映画上映会を開催するとともに、NPO、市民団体、事業者との連携を図りながら、男女共同参画の意義を広く周知するための啓発を進めてきました。また、男女共同参画を目指す情報誌『モアメイム』を毎年度、発行しています。

学校園においては、男女平等教育事例集などを活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、子どもたちが主体的に学び行動する姿勢を育む指導を行うとともに、人権教育推進に携わる教員の専門性向上のために、人権教育研修を行いました。

また、市において、ホームページ、ポスター、パンフレットなどにより情報発信を行う場合は、率先して男女共同参画の推進に配慮した、ふさわしい表現となるよう努めるとともに、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して生活できるように、生活情報の提供を行いました。

ホームページにおいては、英語、中国語、韓国語への自動翻訳を行っているほか、「外国人のための枚方生活ガイド」(5か国語)、「配偶者からの暴力に悩むあなたへ」(6か国語)を発行しました。日本語を学び交流する場としては、日本語・多文化共生教室「よみかき」を6か所の生涯学習市民センターで実施しました。また、平成27(2015)年6月からは、安心して市内の医療機関を利用できるように、英語と中国語による医療通訳ボランティア(医療通訳士)の派遣を始めました。

## 【指標の推移】

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
1	枚方市男女共同参画推進条例の周知度	市民 アンケート	6.5%	5.4%	17.6%	増加
2	男女共生フロア・ウィルの周知度	市民 アンケート	3.6%	5.6%	13.2%	増加
3	「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	市民 アンケート	女性44.6% 男性35.0%	女性55.8% 男性41.0%	女性56.0% 男性45.6%	増加
4	① 家庭生活上で男女が平等だと思う人の割合	市民 アンケート	女性29.1% 男性45.2%	女性31.5% 男性47.7%	女性34.7% 男性44.5%	増加
	② 職場で男女が平等だと思う人の割合	市民 アンケート	女性16.4% 男性29.3%	女性18.8% 男性31.9%	女性18.8% 男性29.9%	増加
	③ 全体で男女が平等だと思う人の割合	市民 アンケート	女性16.2% 男性27.8%	女性15.9% 男性29.5%	女性 8.7% 男性21.7%	増加

## 【今後の課題】

男女の不平等感が残る背景には、「女性だから、男性だから」と性別に基づいて役割を固定化したり、行動や選択を制限したりする、固定的な性別役割分担意識が影響していると考えられます。「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）人の割合（指標3）は、平成26（2014）年度調査で、女性56.0%、男性45.6%となっており、男女ともに年々増加しています。国の調査<sup>\*7</sup>（女性51.6%、男性46.5%）と比較してもほぼ同様の結果となっていますが、まだ半数近くの人に、女性、男性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方が根強く残る現状となっており、さらなる意識改革が求められています。

また、「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）人の割合は、平成26（2014）年度の市民アンケート調査で、女性23.9%、男性18.9%となっており、特に、子育てに関しては、固定的な性別役割分担意識が顕著に現れているといえます。

一方、社会の様々な場面で男女が平等だと思う人の割合（指標4①②③）は、男性が女性よりも高くなっており、男女平等への現状認識において、男女の意識の差が見られます。平成26（2014）年度の市民アンケート調査で、男女共同参画を推進するために必要なのは、「男性が意識を改革する」とことと答えた人が、女性55.8%、男性53.0%となっています。男性では、この選択肢を選んだ人が一番多く、男性自身も、男性の意識改革の重要性を認識しているといえます。

\*7 女性の活躍推進に関する世論調査 内閣府 平成26(2014)年8月28日～9月14日実施

また、平成26(2014)年度の、学生を対象とした市民アンケート調査では、家事や子育ては「女の人为主にするのがよい」、お金を稼ぐ仕事は「男の人が主にするのがよい」という考え方が、子どもの頃からすでに見られ、子どもへの啓発及び子どもの周囲の大人の意識醸成が必要だといえます。

男女共同参画社会の実現を目指し、一人ひとりの意識改革に向けて、重点対象を絞った効率的な施策を進めていく必要があります。

## 基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

### 【取り組みの成果】

主な取り組みとして、平成25(2013)年4月に、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を開設し、DV被害者支援体制の充実を図りました。枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議の構成機関(大阪府女性相談センターや警察署などの外部機関及び庁内関係部署、計25機関)との連携を強化しながら、緊急時の対応や法的制度利用への援助を含め、途切れない支援に努めるとともに、相談窓口カードや外国語版パンフレット「配偶者からの暴力に悩むあなたへ」(6か国語)の配置、公用自動車への窓口PRマグネットの掲示、広報ひらかたへの特集記事の掲載など、様々な機会をとらえて相談窓口の周知を進めました。また、被害者が安心して相談できる体制づくりのために、関係機関の職員を対象とした研修を実施し、支援者の育成に努めています。

啓発事業としては、DVなどの暴力防止に向けた意識醸成のために、男女共生フロア・ウィルにおいて、市民を対象とする啓発講座、講演会、映画上映会を開催しました。若年層への啓発としては、小学生を対象に、暴力の加害者や被害者にならないため、互いを尊重し合い問題解決の方法を学ぶDV予防教育プログラムを実施したほか、市内の高校及び大学に、デートDV<sup>\*\*8</sup>防止啓発カードを配布しました。

### 【指標の推移】

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
5	DV相談窓口を1つも知らない人の割合	市民 アンケート	11.8%	11.4%	5.5%	減少
6	① 「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	市民 アンケート	女性26.8% 男性21.6%	女性21.8% 男性17.2%	女性16.1% 男性22.3%	減少
	② 「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	市民 アンケート	女性16.2% 男性23.6%	女性13.6% 男性17.7%	女性10.8% 男性19.2%	減少

<sup>\*\*8</sup> 恋人同士の間で起きる暴力のこと。



	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
7	① 過去1年間にDV被害を経験した人の割合(身体的暴力)	市民 アンケート	—	女性11.7% 男性 4.1%	女性12.0% 男性 9.0%	減少
	② 過去1年間にDV被害を経験した人の割合(精神的暴力)	市民 アンケート	—	女性15.2% 男性 6.3%	女性17.1% 男性12.7%	減少
	③ 過去1年間にDV被害を経験した人の割合(性的暴力)	市民 アンケート	—	女性10.5% 男性 0.6%	女性 9.7% 男性 3.9%	減少

### 【今後の課題】

DV相談窓口の周知度(指標5)は年々上がっていますが、平成26(2014)年度の市民アンケート調査結果で、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の認知度は、女性34.2%、男性20.0%にとどまっており、潜在的な被害者への支援も視野に入れて、さらに相談窓口の周知を進める必要があります。

DVに対する認識(指標6①②)については、「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」、「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」といった誤った考えを持っている人の割合は減りつつあるものの、依然として高い数値を示しており、DVに対する正しい理解をさらに広めていく必要があるといえます。

過去1年にDV被害を経験した人の割合(指標7①②③)は、平成24(2012)年度と平成26(2014)年度を比較して、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のほぼすべてにおいて、男女ともに増加しています。男性の被害の増加についても注視していく必要があります。

また、平成26(2014)年度の学生を対象とした市民アンケート調査では、交際相手からの暴力被害を受けた人の割合が、身体的暴力では、高校生の女子3.3%、男子7.6%、大学生の女性15.4%、男性13.4%、精神的暴力では、高校生の女子8.2%、男子8.2%、大学生の女性23.1%、男性16.5%、性的暴力では、高校生の女子7.5%、男子3.0%、大学生の女性12.8%、男性13.4%となっており、若年者を含めて、配偶者や恋人からの暴力被害は深刻な状況にあるといえます。男女交際における暴力への認識についても、「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」といった、デートDVに該当する行為であっても、「へんだと思わない」人の割合が無視できない状況となっています。子どもの頃から、どのような場合においても暴力は許されないという認識を深めるため、施策を進める必要があります。

加害者への対応については、今のところ、国の見解では、「いわゆる『加害者更正プログラム』は、その実施があたかも加害者の更正のための即効的な手段であるかのごとく取り扱われることもあります。内容や実施の方法によっては、被害者の安全を損なうものとなる可能性もあります。加害者更正プログラムとして、どのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、先駆的にこの問題に取り組んでいる諸外国においても、評価は定まっていません」として

います<sup>\*9</sup>。今後は、加害者更正の施策に関する国の調査研究などの推進状況を踏まえながら、被害者の安全確保を最優先させた上で、加害者への対応についても検討していく必要があります。

### 基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

#### 【取り組みの成果】

主な取り組みとして、健康の保持増進のための健康講座、健康相談、健康診査などを行いました。また、安全な妊娠や出産への支援として、妊産婦健康診査費用については、平成25(2013)年度から、妊婦1人あたりの助成総額を増額しました。平成26(2014)年12月からは、出産後の心身ともに不安定になりがちな時期に、母親と赤ちゃんの健康を守り健やかな育ちを支援するため、心身のケアや育児相談などを行う、産後ママ安心ケアサービス(産後ケア事業)を開始しました。また、講演会などの事業を保育つきで実施するなど、健康の保持増進に向けた啓発や情報提供を行っています。

自殺防止事業としては、ゲートキーパー<sup>\*10</sup>の養成に取り組みました。家事や介護に不慣れな男性介護者に対して、男性向けの料理教室なども実施しました。

ひとり親家庭への支援としては、安心して子育てをしながら働けるように、母子・父子自立支援員による各種相談を通じて、制度の周知に努め、保育所(園)等への優先入所、延長保育、休日保育などの多様な保育サービス、医療費助成などを実施しました。また、シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、男女共生フロア・ウィルにおいて、月1回程度「シングルマザーのお気軽サロン」を開催しました。

平成27(2015)年度からは、婚姻歴のないひとり親について、保育所保育料等の子どもに係る市民負担算定の際に、寡婦(夫)控除のみなし適用を行っています。

#### 【指標の推移】

		指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
8	①	乳がん検診受診率	保健 センター	14.1%	16.9%	15.9%	17.2%	50.0%
	②	子宮頸がん検診受診率	保健 センター	22.1%	27.4%	25.0%	23.1%	50.0%

<sup>\*9</sup> 『配偶者からの暴力 相談の手引き』 平成26年3月改訂版 内閣府男女共同参画局

<sup>\*10</sup> 「門番」という意味。自殺対策におけるゲートキーパーとは、「地域や職場、教育の場、その他さまざまな場面において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐ役割が期待される人」のこと。

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
9	妊娠11週以下での妊娠の届出率	保健センター	93.3%	93.6%	95.1%	95.2%	100%
10	特定健康診査 <sup>*11</sup> 受診率	国民健康保険室	28.5%	30.1%	30.7%	32.5%	65.0%

### 【今後の課題】

生涯を通じた健康の保持増進のためには、年齢や性別に応じ、生涯の各時期における支援を進めることが必要です。女性特有疾患のがん検診受診率（指標8①②）や、特定健康診査受診率（指標10）は、平成23（2011）年度から増加しているものの、目標値に対する受診率は低いため、引き続き、受診率向上に取り組む必要があります。

また、女性は男性とは異なる体の変化や問題に直面することがあります。特に、妊娠した場合の速やかな妊娠の届出（指標9）に向けて、引き続き周知を行うとともに、妊婦の心身のケアに取り組み、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援の推進が必要です。

ひとり親家庭等を取り巻く状況については、ひとり親世帯の年収を見ると、平成22（2010）年において、母子世帯の平均年間収入は291万円、母自身の平均年間収入は223万円、母自身の平均年間就労収入は181万円で、父子世帯の平均年間収入は455万円、父自身の平均年間収入は380万円、父自身の平均年間就労収入は360万円となっています。父子世帯の収入は母子世帯より高い水準にあるとはいえ、父子世帯の父の年間就労収入において300万円未満の世帯が43.5%を占めています<sup>\*12</sup>。これらは、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額658万円<sup>\*13</sup>と比べて、低い水準となっています。また、子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率<sup>\*14</sup>は、平成24（2012）年において、大人が2人以上の世帯では12.4%であるのに対し、大人が1人の世帯では54.6%にのぼっています<sup>\*15</sup>。子どもや女性の貧困にも関わる、ひとり親家庭等への支援の充実が必要です。

<sup>\*11</sup> メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病や高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とするもの。

<sup>\*12</sup> 全国母子世帯等調査 厚生労働省 平成23（2011）年

<sup>\*13</sup> 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成23（2011）年

<sup>\*14</sup> 国民の年間所得を順に並べ、その中央値の50%に満たない所得水準の人々の人口比率。国民生活基礎調査（厚生労働省）における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金、社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。相対的貧困率の算出は、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提出している貧困率の作成基準による。

<sup>\*15</sup> 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成25（2013）年

## 基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

### 【取り組みの成果】

主な取り組みとして、男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ることができるよう、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会室などの事業を実施するとともに、待機児童対策を進めました。男性の育児分担を、マタニティスクールなどを通じて支援するとともに、男性介護者の増加を踏まえ、家族介護教室や家族介護者交流事業をとおり、介護者への支援を行いました。

また、性別にかかわらず幅広い職種に就業できるよう、創業支援事業や能力開発講座などを実施するとともに、母子家庭の母等が自らの能力を生かして自立可能な収入を確保できるよう、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業などの就業支援に取り組みました。仕事と生活の調和(以下「ワーク・ライフ・バランス」という。)に関する啓発については、事業者へのパンフレット配布のほか、パネル展を実施し、市民への周知を図りました。

平成27(2015)年度から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指した、子ども・子育て支援新制度が始まり、安心して子育てができるまちづくりに向けた施策を進めています。平成27(2015)年12月からは、子育てに対する経済的支援のひとつとして、子どもの医療費助成の対象を、入院、通院とも中学3年生まで拡大しました。

### 【指標の推移】

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	目 標 H27年度 (2015)
11	保育所等の入所待機児童数 (4月1日現在)	子育て 支援室	48人	32人	8人	0人	36人	0人

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	目 標 H27年度 (2015)
12	女性の労働力率 <sup>※16</sup>	国勢調査	49.6%	調査実施	増加

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
13	生活に満足している人の割合	市民 アンケート	女性55.0% 男性58.5%	女性61.3% 男性59.0%	女性60.0% 男性60.6%	増加

※16 15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合

## 【今後の課題】

保育所等の入所待機児童数(指標11)は、平成26(2014)年4月1日時点で、6年ぶりにゼロとなりました。平成26(2014)年度も、586人の定員増を行いました。子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、保育所等入所要件の緩和などに伴う保育需要の高まりにより、平成27(2015)年4月1日時点で、保育所等入所待機児童数が36人となっており、引き続き、施策の推進が求められています。

また、国の調査によると、平成26(2014)年の女性の就業希望者は303万人であり、求職していない理由としては、「出産・育児のため」が34.6%と一番多くなっています<sup>\*17</sup>(関連：指標12)。就業は生活の経済的基盤として経済社会の活力源であるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別にかかわらず能力を發揮できることが必要です。

一方、平成26(2014)年度の市民アンケート調査では、生活の中で優先したいことについて、男女とも、「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」のすべてを大切にしたいと回答した人が最も多いにもかかわらず、現実には、「仕事」を優先している人が、女性18.2%、男性48.5%と、最も多い結果となっています。男女共同参画社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自ら希望するバランスで実現できることが重要です。

また、男性も女性も、育児や介護をしながら働き続け、その能力を十分に發揮できるような環境整備を進めるためには、長時間労働の是正に加え、フレックスタイムやテレワークなど柔軟な働き方を選択できる仕組みを導入し、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要です。平成26(2014)年の日本の就業1時間当たりの労働生産性は、OECD(経済協力開発機構)加盟34か国中21位と、主要先進7か国中で最も低い状況となっており<sup>\*18</sup>、その背景には、長時間労働の実態が関係していると考えられます。長時間労働によって生産性を確保するのではなく、短時間で効率的に成果を生み出すために、働き方の見直しが必要となっています。

だれもが主体的に生き方を選択できる豊かな社会の実現に向けて、男性も女性も、育児や介護と仕事の二者択一を迫られることなく両立できるよう、施策を進める必要があります。

## 基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

### 【取り組みの成果】

主な取り組みとして、枚方市附属機関等の設置等に関する規程において、女性の委員等の各附属機関等における割合を35.0%以上と定め、審議会等の女性委員比率の向上を推進するなど、政策及び方針決定過程への男女共同参画を進めてきました。平成26(2014)年度において、

<sup>\*17</sup> 『平成27年版男女共同参画白書』 内閣府 平成27(2015)年6月 (総務省 労働力調査)

<sup>\*18</sup> 日本の生産性の動向2015年版 公益財団法人日本生産性本部 平成27(2015)年12月 (OECDデータベースをもとに日本生産性本部作成)

審議会等の女性委員比率が35.0%以上の市の審議会等の割合は50.0%、全委員数に占める女性委員の比率は34.2%、女性委員がゼロの審議会等の割合は5.5%となっています。

管理職に占める女性職員比率は、平成27(2015)年4月1日時点で、21.7%となっており、平成23(2011)年度から、2ポイント増加しています。

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進にあたっては、枚方市男女共同参画計画の具体的な施策を定めたアクションプログラムに基づいて、取り組みを進め、毎年度、進捗状況を公表してきました。また、男女共同参画の視点に立った施策の展開を図るため、性別によって違いのある施策については、全部署において、適正であるかの点検を行いました。

### 【指標の推移】

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	目 標 H27年度 (2015)
14	女性委員の割合が35.0%以上の市の審議会等の割合	全課 (人権政策室)	51.5%	53.8%	49.0%	50.0%	—	100%
15	市の管理職に占める女性の割合(4月1日現在)	人事課	19.7%	20.3%	19.8%	20.6%	21.7%	24.0%

### 【今後の課題】

女性委員の割合が35.0%以上の市の審議会等の割合(指標14)は、平成26(2014)年度において平成23(2011)年度から1.5ポイント減少しており、女性の参画を一層進める必要があると同時に、男性委員の割合が35.0%以下とならないよう、どちらの性別にも偏らない委員構成を推進することが必要です。女性委員がゼロの審議会等の割合は、平成26(2014)年度に、5.5%となっており、すべての審議会等への女性の参画にも、取り組む必要があります。

市の管理職に占める女性職員比率(指標15)の向上については、平成27(2015)年度に24.0%という目標の達成に向けて、女性職員の登用拡大に努めましたが、より一層の施策の推進が求められています。引き続き、管理職登用試験への受験を働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を進めるなど、男女ともに働きやすい職場環境の整備に努め、性別にかかわらず、職域の拡大や能力開発などの推進を図る必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた施策の、総合的かつ計画的な実施にあたっては、引き続き、枚方市男女共同参画計画及び具体的な施策を定めたアクションプログラムに基づき、取り組みを進めていきます。

## ■男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

	平成22(2010)年度	平成24(2012)年度	平成26(2014)年度
調査期間	7月14日～7月31日	7月2日～7月25日	11月15日～11月30日
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,000人		
対象者区分 (年齢)	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・ 60歳代・70歳以上(6区分)		20歳代・30歳代・ 40歳代・50歳代・ 60歳以上(5区分)
回答者数	796人	909人	833人
回収率	39.8%	45.5%	41.7%

※平成24(2012)年度は、中間年の簡易な調査を実施しました。

## ■男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間	平成26(2014)年11月13日～12月11日			
調査方法	学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象	市立小学校に通う 小学5年生	市立中学校に通う 中学2年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
回答者数	492人	415人	604人	220人